

「ハラスメント防止出前講座」実施要領

福島県労働委員会

(目的)

第1条 労働委員会は、労働者、使用者などを対象とした出前講座を実施し、ハラスメントに関する基本的な知識やハラスメントが起きた際の対応等の理解を深めることにより、ハラスメントのない職場づくりを目指すとともに、労使トラブルの未然防止や解決を図るものとする。

(対象)

第2条 出前講座の対象は、次のとおりとする。

- (1) 社会人（会社、労働組合、労働者・使用者の団体等）
- (2) その他ハラスメント防止の取組について関心がある者

(実施方法)

第3条 実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 講師は、労働委員会の委員又は事務局職員等とする。
- (2) 会場は、開催を希望する団体等が準備した講堂、会議室等を使用する。

(実施内容)

第4条 出前講座の内容は、次のとおりとする。

- (1) 職場におけるハラスメントとその現状
- (2) 行為者の責任と企業の責任
- (3) ハラスメントを防ぐための方法
- (4) ハラスメントが起きた際の対応
- (5) その他ハラスメントに関すること

(申込方法)

第5条 申込みは、原則として実施希望日の2か月前までに「ハラスメント防止出前講座申込書」（様式1）により、労働委員会事務局へ行うものとする。

(実施に関する調整)

第6条 労働委員会は、申込みがあった場合には、実施日時、講座内容等について申込者と調整を行うものとする。

- 2 派遣する講師は、労働委員会会長が決定する。

(経費の負担)

第7条 派遣する講師等の経費は労働委員会が負担し、出前講座を実施する会場の設営及び配付資料の印刷は申込者の負担とする。

(その他)

第8条 出前講座の実施について、この要領に定めのない事項は、労働委員会会長が決定する。

附 則

この要領は、令和5年8月22日から施行する。